



計																																											

- 5 貸付けを希望する特定埠頭を構成する港湾施設の一部を第三者に転貸することを希望するときは、その旨及び理由
- 6 その他特定埠頭の運営の事業の実施に関し必要な事項
- 7 添付書類の目録

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 申請者が法人を設立しようとする発起人、社員又は設立者であるときは、その旨を明らかにすること。
- 3 2-1 は、取扱い貨物の種類等を具体的に記述し、当該特定埠頭で行おうとする事業内容を明らかにすること。
- 4 2-2 は、特定埠頭の運営の事業の開始時期が特定埠頭を構成する港湾施設ごとに異なるときは、その旨を明らかにすること。
- 5 2-6 は、当該港湾施設の構造上、安全が確保されることを明らかにし、かつ、工程表を添付すること。
- 6 3 は、当該港湾における当該事業の位置付けを貨物流通の観点等から具体的に記述し、当該港湾の効率的な運営に特に資することを明らかにすること。
- 7 4 の資金計画は、
  - (1) 少なくとも単年度収支が黒字になる年度分まで作成すること。
  - (2) 「諸税等」欄には、諸税、登記手数料等を記入すること。